

令和5年度 伊佐市立大口中央中学校 入学説明会資料



< 日 程 >

受付	13:55~14:05
(1) 開会行事及び日程説明	14:05~14:10
(2) 校長あいさつ	14:10~14:20
(3) 中学校生活に関する説明	14:20~15:05
① 概要説明 ② 学習指導 ③ 生徒指導 ④ 事務関係	
⑤ 質疑応答 ⑥ その他	
(4) 授業体験・保護者授業参観	15:15~16:00
(5) バスロータリーへ移動	16:00~16:15
(6) バス出発	16:15

令和5年1月26日(木)
伊佐市立大口中央中学校

目 次

1	学校経営案（基本方針，学校教育目標）	2
2	校歌	3
3	校章	3
4	令和5年度予定生徒数	3
5	学年色について	3
6	制服等について	4～5
7	スクールバスについて	5
8	日課表及び週・月行事	6
9	主な年間行事	7
10	生徒心得	8～10
11	自転車通学規程	11
12	生徒会会則	12～14
13	部活動規程	15～17
14	P T A規約・規程等	18～20

1 学校経営案

(1) 基本方針

公教育の理念に立って、学校教育目標を達成するために、全職員が職責感のもと、ふるさと伊佐に根づいた本校の新たな歴史や伝統をつくり、地域や保護者の期待に応える教育を推進する。

- ① 生きる力を支える確かな学力，豊かな心，健やかな体の調和のとれた教育に努める。
- ② 授業改善（プロジェクト会議・学びの共同体）とICTの利活用の促進に更に努め，学力の向上を図る。
- ③ 積極的な生徒指導の充実に努め，生徒と向き合いながら不登校生徒等の未然防止に努める。
- ④ 体育授業の充実や部活動等をとおして，心身の健康や集団行動の在り方及び体力の向上に努める。
- ⑤ 人権感覚を磨き，人権同和教育の視点に立った授業・学校づくりを推進する。
- ⑥ 特別支援教育のための環境整備や充実を更に図り，生徒一人一人を大切にし，個性を伸ばす教育に努める。
- ⑦ 教育環境を整えるとともに，事故防止に努めるなど安全指導の充実に努める。
- ⑧ コミュニティ・スクールを生かした地域とともにある教育活動や，特色ある学校づくりに努める。

(2) 学校教育目標

夢をもち，郷土を愛し，たくましく生きる生徒の育成

① 目指す学校像

- ・ 活気に満ち，前進する学校
- ・ 整然とし，安全で美しい学校
- ・ 地域に信頼される学校

② 校訓・めざす生徒像

「創造・敬愛・鍛練」

- ・ 自ら考え，正しく判断し，行動する生徒
- ・ 自他を愛し，思いやりのある生徒
- ・ 強い意志をもち，粘り強い生徒

③ めざす教師像

- ・ 自己研鑽に努め，学び合い，高め合う教師
- ・ 教育愛に燃え，率先垂範する教師
- ・ 豊かな感性をもち，信頼される教師

④ めざす保護者像

- ・ 生活のために必要な習慣を身に付けさせる保護者
- ・ 手伝いをさせ，よく語り合う保護者
- ・ 教師とともに成長を見守る保護者

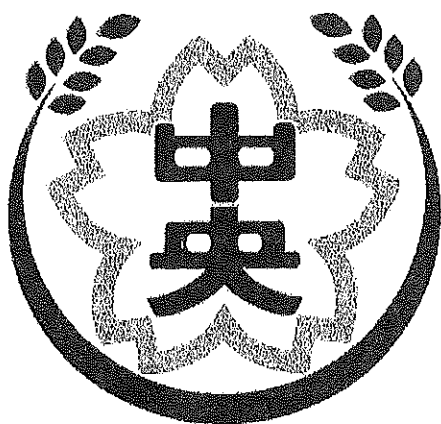
⑤ めざす地域像

- ・ 社会の一員としての生き方を示す地域
- ・ ふるさとへの誇りと愛情を育てる地域
- ・ 積極的に子どもと関わりをもつ地域

2 校歌

大口中央中学校校歌	
十五の旅路	
山脈はるか 桜吹雪の ぼくらの熱き 風が吹く ぼくらの明日へ ああ新しき ああ青春の	北の大地に 北の大地に 志あり ぼくらの風が 風が吹く 十五の旅路 ぼくらの母校
緑も深き 星群れ流る わたしの青き 風が吹く 日本の友へ ああ新しき ああ青春の	伊佐の大地に 伊佐の大地に 夢の空あり わたしの風が 風が吹く 十五の旅路 わたしの母校
秋の風立つ 紅葉の熱き ともに喜び 風が吹く 世界の友へ ああ新しき ああ永久の	伊佐の大地に 伊佐の大地に ともに悲しむ われらの風が 風が吹く 十五の旅路 われらの母校
作詞 濱里 志宣 作曲 藤尾 清信	

3 校章



伊佐市は、エドヒガン桜や忠元公園の桜が有名ですので桜の中に大口中央中の「中央」を入れ、その周りを市の代表的な農産物の稲穂で囲んでいます。

自然豊かな学校をイメージしています。

平成25年度山野中3年生

鍋池 輝さんのデザインを基に作成

4 令和5年度予定生徒数

(令和5年1月17日現在の予定)

学年	生徒数	学級数
新1年	137名	3
新2年	121名	3
新3年	143名	4
合計	3名	10

※ 特別支援学級（やまなみ学級）への在籍数 49名 10学級となる予定です。

5 学年色について

学年色については、ネームプレート、上履きに使用します。

令和4年度： 1年 青色 ， 2年 緑色 ， 3年 赤色

6 制服等について

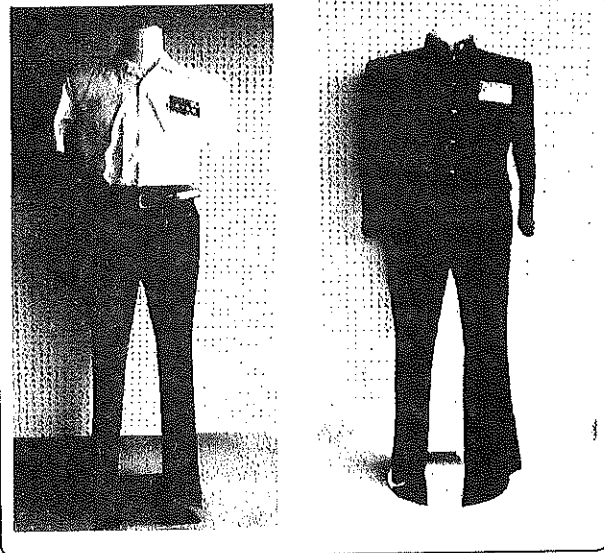
【女子制服のデザイン】

- 夏：(上) セーラー (白)
(下) スカート (紺)
冬：(上) セーラー (紺)
(下) ジャンパースカート (紺)



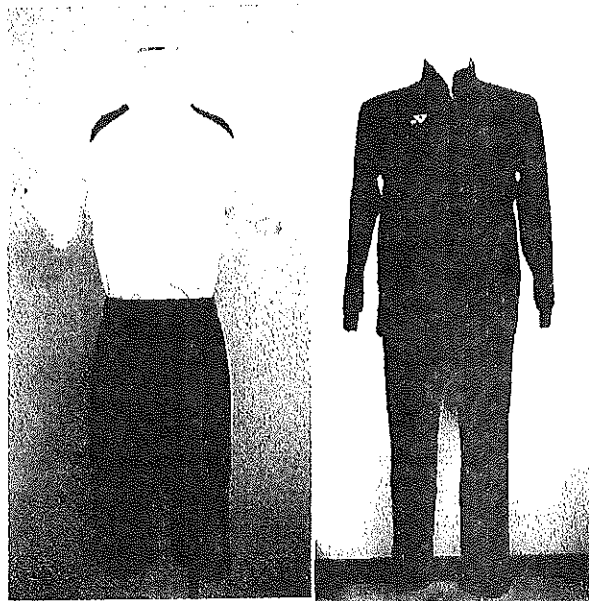
【男子制服のデザイン】

- 夏：(上) 開襟シャツ
(下) ズボン (黒)
冬：(上) 詰襟 (黒) ※反射ボタン
(下) ズボン (黒)



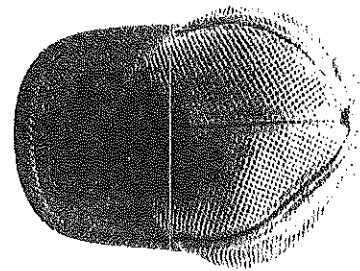
【体育服のデザイン】

- 夏：(上) シャツ (白地に肩の部分は紺)
(下) ハーフパンツ (黒)
冬：(上) ジャージ (黒に肩に赤ライン)
※背中中に校名、袖口に反射ライン
(下) ジャージ (黒)



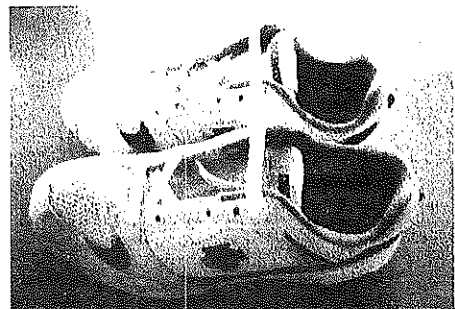
【体育帽子のデザイン】

- メッシュ生地 (黒)



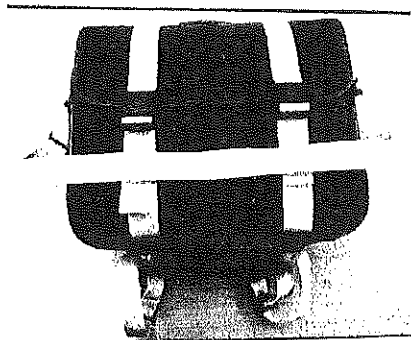
【体育館シューズのデザイン】

- 白地に青ライン



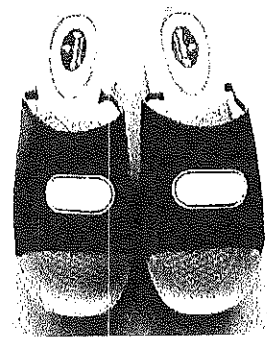
【通学カバンのデザイン】

3WAY幅広タイプ（紺）※校章入り



【上履きのデザイン】

スクールサンダル 色：学年色



7 スクールバスについて

(1) スクールバス利用対象者

スクールバスの利用者は、旧山野中学校区及び旧大口南中学校区に居住している生徒になります。

(2) スクールバス発着時刻等について

① 平日

○ 登校時 始発は7:30発、学校は8:00着です。

○ 下校時 始発は、第1便 16:35（校時によって変更します）

第2便 部活動の終了時刻（終了時刻によって変化します）

※ 設定時刻は、あくまでも目安であり、月毎に設定時刻を変更します。

※ バスに乗り遅れた場合は、保護者の責任で登校することになります。

② 土曜・日曜・祝日・長期休業の場合

○登校時（午前練習） 始発は7:30発、学校は8:00着です。

○下校時（午前練習） 学校を11:40に出発します。

(3) バス停留所までの自転車利用について

自宅からバス停留所までの距離が1.5Km以上の生徒については、自転車を利用することができます。

なお、その場合の許可申請手続き、通学に関する決まり、許可の取り消しについては、自転車通学規定を準用する。

(4) 駐輪場の設置について

駐輪場の設置については、設置基準を設け、基準に該当する箇所に設置します。

- ・JA山野支所
- ・山野鉄道記念公園
- ・平出水コミュニティ
- ・羽月駅跡公園
- ・下田医院前（針持コミュニティ）

※ 上記以外の停留所で自転車利用者がいる場合は、近隣の自治会やコミュニティが所有する既存施設を利用することになります。所有者には市教育委員会が依頼します。

- ・荒平公民館
- ・宮人公民館
- ・北薩病院入口（伊佐交通観光駐車場）

(5) スクールバス運行区域内に居住する生徒の自転車通学について

安全面を考慮し原則としてバス通学とする。特別な事情により自転車通学でなければならない生徒は、保護者が学校長に申請してください。ただし、バスと自転車の併用はできません。

8 日課表 ※ 令和4年度参考

曜日 時刻	月	水	金	B校時 (作業カット)		C校時 (瞭朝, 朝読書, 作業カット)		土曜授業		
				曜日 時刻		曜日 時刻	火	木	曜日 時刻	土
8:15		健康観察		8:15	健康観察	15	健康観察		8:15	健康観察
8:20	朝読書 職員朝会	全校朝会 学年朝会 生徒集会	朝読書 職員朝会	8:20	朝読書 職員朝会	8:20	短学活		8:20	短学活
8:30	短学活		短学活	8:30	短学活	8:30				
8:40	1校時			8:40	1校時	8:30	1校時		8:30	1校時
8:45				8:45	8:35					
9:35	2校時			9:35	2校時	9:25	2校時		9:25	2校時
9:45				9:45	9:35					
10:35	3校時			10:35	3校時	10:25	3校時		10:25	3校時
10:45				10:45	10:35					
11:35	4校時			11:35	4校時	11:25	4校時		11:25	短学活
11:45				11:45	11:35					
12:35	給食指導			12:35	給食指導	12:25	給食指導		11:40	課外
12:35				12:35						
13:10	休憩			13:10	休憩	13:00	休憩		12:05	自転車点検
13:55				13:55	13:45					
14:05	清掃作業			13:55	5校時	13:45	5校時			
14:15				14:45	14:45					
15:05	5校時			14:55	6校時	14:35	6校時			
15:15				15:45	14:45					
16:05	6校時			15:50	短学活	16:35	短学活			
16:15				16:00	15:40					
16:20	短学活			16:00	課外 (生徒会専 門部会, 教材研究, 教育相談, 部活動等)	15:50	課外(教材研究, 教育相談 等)			
16:45	課外(教育 相談, 部活 動等)	課外(教育相 談等) ノ一部活動 日時退庁日	課外(教育 相談, 部活 動等)	16:45		16:45				
月・週 の行事	(水)企画委員会② 職員会議 職員研修			職員会議 職員研修		生徒指導委員 会② 学年部会	心の教育推進 委員会② 教科・特別支 援教育部会 プロジェクト会 議			

※ 令和5年度については、今後検討をするため変更となる場合があります。

9 主な行事予定

※ 令和4年度の年間行事ですので、来年度は変更の場合があります。

4月	1学期始業式 入学式 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;"><参考>令和5年度入学式 令和5年4月6日(木)午後より</div> 学年・学級PTA 三者相談 交通安全教室 避難訓練 PTA総会 3年全国・学力学習状況調査	10月	生徒会役員改選 地区新人体育大会 3年実力テスト 2学期中間テスト 後期生徒総会
5月	生徒総会 3年実力テスト 3年職場体験学習 2年修学旅行 ※ 令和4年度は、日程変更で 12月に延期。 教育相談 高校説明会	11月	地域が育む「かごしまの教育」県民週間 文化祭 避難訓練 2学期期末テスト 3年学年・学級PTA 教育相談・進路相談
6月	地区陸上大会 地区中学校総合体育大会 1学期期末テスト 1年集団宿泊学習	12月	標準学力検査 1・2年学年・学級PTA 2学期終業式
7月	合唱コンクール ※ 令和2・3・4年は、中止。 学年・学級PTA 1学期終業式	1月	3学期始業式 3年実力テスト 1・2年鹿児島学習定着度調査 3年私立高校入試 入学説明会
9月	2学期始業式 1・2年夏休み明けテスト 3年実力テスト 体育大会 地区駅伝大会	2月	3年学年・学級PTA 3年学年末テスト 1・2年学年末テスト 1・2年学年・学級PTA
		3年	3年公立高校入試 クラスマッチ 卒業式 修了式 辞任式

10 生徒心得

1 礼儀

- (1) 大きな声で、元気よく明るくあいさつを交わします。
- (2) 言葉遣いは、正しく丁寧にします。
- (3) 校長室、職員室及び特別教室等に入室する際は、必ず許可を得てから入ります。

2 整理整頓

- (1) 教室や廊下はいつもきれいな状態に保ちます。
- (2) 作業時間など日頃から校舎内外の美化に努めます。

3 保健衛生

- (1) 上履きと下履きの区別をします。
- (2) トイレは周りを汚さないように使い、スリッパはしっかりそろえます。
- (3) 手洗い・うがいに努めます。
- (4) 休み時間には、窓を開けて換気をします。

4 所持品

- (1) 学習に必要なでない不要物やお金は持ってこないようにします。
- (2) お金やその他の貴重品は必ず先生に預けます。
- (3) 金銭や物品の貸し借り・売買は絶対にしないようにします。
- (4) 所持品には必ず学年・組・番号・氏名を分かりやすく記入しておきます。
- (5) 落とし物をしたり、見つけたりしたときはすぐに先生に届けます。

5 時間

- (1) 見通しをもち、時間を見て行動します。
- (2) 教室移動は、時間に遅れることがないように速やかにします。
- (3) 掃除は時間いっぱいします。
- (4) 登下校時刻を守ります。

6 服装・身なり

- (1) 服装規定を守ります。
- (2) 校外では、中学生としてその場や活動にふさわしい服装・身なりをします。
- (3) いつも調和と統一のとれた清潔な身なりを保つように心がけます。

【男子の服装】

《 冬 服 》

上着：学校指定の黒の詰め襟学生服(標準マーク付き)

ズボン：黒のストレート学生ズボン(標準マーク付き)

※ タックのないもの 変形のないもの

※ ズボンの裾は踏まない

※ ボタンはきちんととめる

※ 下に白のカッターシャツを着用

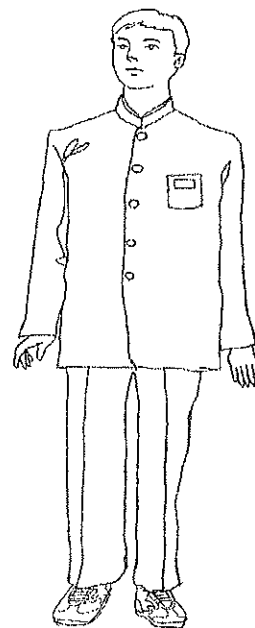
※ シャツはズボンの中に入れる

※ 下着は白・灰・黒・紺で、無地またはワンポイント

(メーカーロゴなど)

※ ネームは糸留めにする

※ ベルトは黒一色で一つ穴のもので、ダブル穴や飾り穴がないもの

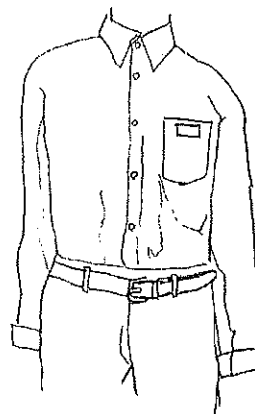


《 冬服 》

《 中間服 》

上着：白色のカッターシャツ

ズボン：黒のストレート学生ズボン(標準マーク付き)

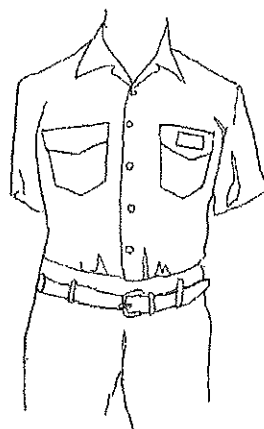


《 中間服 》

《 夏 服 》

上着：白の半袖開襟シャツ

ズボン：黒のストレート学生ズボン(標準マーク付き)



《 夏服 》

《 靴・靴下 》

靴：白地に白色のラインのひも付き運動靴

※ 校庭での体育の授業に適したもの

※ かかとはふみつぶさない

靴下：白色・ワンポイント可

※ ラインや柄がないもの

※ くるぶしが完全に隠れる長さ

《 髪 型 》

※ 前髪は、眉毛にかからないようにする

※ 横髪は、耳にかからないようにする

※ 後髪は、襟カラーにかからないようにする

※ 極端な刈り込み(ソフトモヒカン・ツーブロック等)は、しない

【女子の服装】

《 冬 服 》

上着：学校指定の紺のセーラー服

スカート：学校指定の紺のジャンパースカート

- ※ 上着丈はウェストラインより長くして着用する
- ※ スカートの丈は、ひざ立ちで床に着く長さ
- ※ ネームは糸留めにする。
- ※ リボンはきちんとつける
- ※ ボタンはきちんととめる
- ※ 下着は白・灰・黒・紺で、無地またはワンポイント（メーカーロゴなど）



《 冬服 》

《 中間服 》

上着：レギュラーカラーのブラウス

スカート：学校指定のジャンパースカート

《 夏 服 》

上着：学校指定の白色半袖セーラー服

スカート：学校指定のジャンパースカート

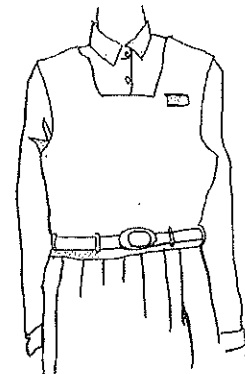
《 靴・靴下 》

靴：白地に白色のラインのひも付き運動靴

- ※ 校庭での体育の授業に適したもの
- ※ かかとはふみつぶさない

靴下：白色・ワンポイント可

- ※ ラインや柄がないもの。
- ※ くるぶしが完全に隠れる長さ



《中間服》

《 髪 型 》

- ※ 前髪は、目にかからないようにする
- ※ 横髪は、ヘアピンやゴムで留め、垂れないようにする
- ※ 後髪が肩にかかる場合は、耳より後ろ・耳より下で結ぶ
- ※ 髪の毛が目・肩にかかる場合は、ヘアピン・ゴム（色：黒・紺・茶）で髪をくくる
- ※ 左右非対称など奇抜な髪型にしない



《夏服》

11 自転車通学規程

1 許可条件

- (1) 「3 自転車通学に関する決まり」を守れる者。
- (2) 部活動をしている生徒で、通学距離が（ 2 ）Km以上の者。
- (3) 部活動をしていない生徒で、通学距離が（ 3 ）Km以上の者。
- (4) スクールバス利用者で、自宅から停留所までの通学距離が（ 1.5 ）km以上の者。
- (5) 身体的理由により、学校長が認めた者。

2 許可申請の手続きについて

- (1) 自転車通学に関わる「許可申請書」「誓約書」を提出する。
- (2) 学校から発行された自転車通学許可証（ステッカー）を自転車の指定された箇所に貼り付ける。
- (3) 自転車の盗難防止のため「防犯登録」を必ず行う。

3 自転車通学に関する決まり

(1) 車種について

- ① 実用タイプの自転車とする。（スポーツタイプ、マウンテンバイク等は禁止。）
- ② 自転車の色は、黒・紺・シルバー・白とする。（スプレー等で色を塗らない。）
- ③ ハンドルの形は、安全を確保されたものとする。（ドロップ型、カマキリ型等は禁止。）
- ④ 両立スタンドであること。（自転車置き場との関係）
- ⑤ ライト・反射板・ベル・前かご・荷台が取り付けられていること。
- ⑥ その他、サドルの高さ、ブレーキの利き、タイヤの空気圧等の状態が安全を確保できるもの。
※ 学校が定期的実施する安全点検に合格すること。

(2) 通学について

- ① 登下校は、決まった通学路（通学路申請で提出した通学路）を通る。
- ② 危険な運転（手放し運転、片手運転、並進、二人乗り、スピードの出し過ぎ、飛び出し）をしない。
- ③ 横断歩道や一旦停止の場所では、必ず一時停止をし、安全を確認する。
- ④ 交差点では信号に従い、左右を確認してから渡る。
- ⑤ 夜間は早めの点灯をする。
- ⑥ ヘルメットは必ず着用し、あごひもはたるまないようにしっかり締める。
- ⑦ 反射タスキは登下校とも必ず着用する。
- ⑧ 通学用カバンは、荷紐で荷台に固定する。
- ⑨ 自転車は必ず学校まで乗ってきて、所定の駐輪場に並べる。
- ⑩ 校内と国道から正門までの坂道（坂道下の横断歩道を含む）は、安全確保のために自転車を押して通行する。
- ⑪ 駐輪場では、必ず鍵をかける。（二重ロック）

4 自転車通学許可の取り消しについて

- (1) 転居などにより、通学距離が条件を満たさなくなった場合。
- (2) 部活動を退部したことにより、許可条件を満たさなくなった場合。
- (3) 3の決まりを著しく違反し、学校長が取り消しを認める場合。

12 生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は、伊佐市立大口中央中学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本校生徒で組織し、本校の先生方を顧問とする。

第3条 本会は、会員が励まし合い、助け合いながら大口中央中学校の文化と楽しく学び合える学校を創ることを目的とする。

第2章 本部役員

第4条 本会は本部役員を次の通りおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名

第5条 本部役員の選出は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長は別に定められた選挙規定によって選出する。
- (2) 書記・会計は会長が委嘱する。
- (3) 本部役員は常任制とし、学級役員との兼務はできない。

第6条 本部役員の任期は、1年とする。

第7条 本部役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、議決機関の決定事項を実施する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 書記は会議の記録、諸帳簿の作成処理などを行う。
- (4) 会計は、本会の会計事務、予算編成、決算報告を行う。

第3章 機関

第8条 本会は、目的を達成するために次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 代議員会
- (3) 執行部会
- (4) 専門部会
- (5) 学級生徒会
- (6) 選挙管理委員会

第9条 生徒総会は、全会員で構成し、生徒会の最高議決機関であつて、年2回開催する。

ただし、会員の半数以上の要求があつたとき、また代議員会又は職員会の要求があつたときは臨時に開催することができる。

第10条 総会の議決は全会員の過半数の承認を必要とし、次のことがらについて議決する。

- (1) 会則の改正に関する事
- (2) 役員承認
- (3) 会の活動計画に関する事
- (4) 予算の決定、決算承認
- (5) その他本会の目的達成に必要な事

第11条 代議員会は、各学級の総務・副総務、執行部員で構成し、生徒会長の要求により開催する。

代議員会は、総会につぐ議決機関であり、提案事項を審議決定する。

第12条 執行部会は本部役員と専門部長・副部長で構成し、月1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

第13条 執行部会では次のことを行う。

- (1) 生徒総会・代議員会・専門部会に提出する議案や報告書をつくる。
- (2) 生徒会の諸行事の計画，執行にあたる。
- (3) そのほか生徒会活動に必要なことがらの計画，執行にあたる。

第14条 専門部会は各学級の専門部の部員で構成し，それぞれに部長・副部長をおく。部会は次の通りとする。

- (1) 学習部 (2) 生活部 (3) 文化部 (4) 整美部 (5) 保体部

第15条 専門部会は各学級から選出された部長・副部長で構成し，関係行事や活動を企画運営する。

第16条 専門部会は原則として月1回開き，必要な場合は，臨時に開催することができる。

第17条 学級生徒会は，学級全体で構成し，学級の共通な問題を協議し，執行する。学級生徒会には，学級総務・副総務をおく。

第18条 学級総務・副総務の任期は，4月から10月までと11月から3月までの前期・後期制とし，学級生徒会もこれに準ずるものとする。

第4章 会計

第19条 この会の運営に必要な費用は会員の会費であって，会員は，定められた額を納める。

第20条 この会の会計事務は，顧問に委託する。

付則

第1条 本会の運営に関する細則は代議員会で決定し，総会の承認を受ける。

第2条 本会則の改正は代議員会の3分の2以上の賛成をもって提案し，総会で出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第3条 本会に関する諸会合は，構成員の3分の2以上の出席で成立し，議決は出席者の多数決による。

第5条 この会則は，平成27年4月1日から施行する。

選挙管理委員会および選挙規程

第1条 この規定は生徒会会則第4条に基づいて定め，生徒会による直接選挙のみに適用される。

第2条 役員選挙権及び被選挙権については全会員が等しく所有する。

第3条 選挙管理委員会は，各学級から1名選出して構成し，互選により，委員長1名，副委員長1名をおき，選挙終了とともに解散する。

第4条 選挙管理委員会は，選挙事務を管理するために次の仕事をする。

- (1) 選挙の公示
- (2) 選挙に関する諸事務（立候補者の受付，投票用紙の準備など）
- (3) 立会演説会の運営（会場準備，演説順決定など）
- (4) 開票と発表（選挙後直ちに開票し，学校長の承認後発表する）
- (5) その他，選挙に関する一切のこと

第5条 選挙管理委員は立候補者・推薦者のいずれにもなることができず，またいっさいの選挙運動をしてはならない。

第6条 役員改選は10月に行い，立候補者は1・2年生の中からとし再任を妨げない。

第7条 立候補する会員は、自分と推薦者の名前を明記し、選挙管理委員長に届け出なければならない。その場合は推薦者1名とする。

第8条 選挙運動の方法は、選挙管理委員会で認めたものとする。

第9条 投票によって、会長・副会長を選出する。

第10条 次の場合はすべて無効とする。

- (1) 立候補者以外の名前を書いた場合
- (2) 判読できないもの
- (3) 選挙管理委員会で決められた人数以上を書いた場合
- (4) 決められた用紙を使用しない場合
- (5) その他、選挙管理委員会が無効と認めた場合

第11条 開票は選挙管理委員全員と先生の立ち会いのもとで行う。

第12条 会長・副会長の任命は、得票をもとに選挙管理委員会より推挙し、学校長が任命する。

第13条 会長は書記・会計・各専門部正副部長を委嘱し、学校長が任命する。

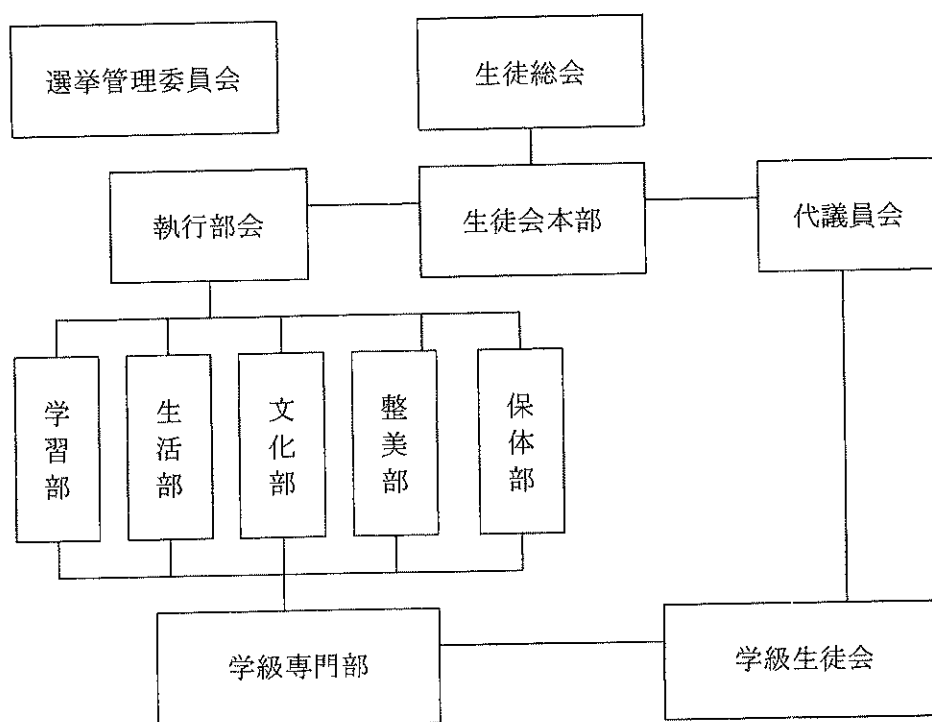
付則

第1条 会長に欠員を生じた場合は、副会長がその任を代行する。

第2条 この細則は選挙管理委員会が原案を作成し、代議員会の承認により改正できる。

第3条 この規定は、平成27年4月1日から施行する。

生徒会組織図



13 部活動規程 ※ 令和4年度の規程ですので、変更場合があります。

1 はじめに

- (1) 部活動とは、生徒の自発性・自主性を育むと共に、全職員の理解と協力によって行われる教育活動である。
- (2) 部活動を通じて、ルールや時間を守る態度を養成し、並びに粘り強い精神力と健康な体を作り併せてあいさつや礼儀、感謝の気持ちを身に付けることを目的とする。

2 入部・退部・転部

(1) 入部

生徒・保護者は、「部活動入部願」を提出し、担任・各部顧問・学校長の承認を受ける。毎年度、この手続きを踏むものとする。

(2) 退部

生徒・保護者は、「部活動退部願」を提出し、担任・各部顧問・学校長の承認を受ける。

(3) 転部

退部の手続きを踏んだうえで、新たに入部の手続きをとる。

(4) 1年生の入部について

- ① 部活動説明会后、4月〇日（〇）から見学・入部期間とする。見学は練習に参加できない。
- ② 入部届けの提出期限は、4月〇日（〇）～4月〇日（〇）まで（部活動説明会后、2週間程度）とする。
- ③ 練習への参加は、入部願を出した者に限る。

3 活動時間

- (1) 平日は、下記の時間によるものとする。下校時刻は、「校門を出る時間」を指す。

期 間	下校時刻	スクールバス時刻	期 間	下校時刻	スクールバス時刻
4月	18:30	18:35	10月	18:15	18:20
5月	18:30	18:35	11月	17:40	17:45
6月	18:45	18:50	12月	17:30	17:35
7月	18:45	18:50	1月	17:40	17:45
8月	16:55	17:00	2月	17:55	18:00
9月	18:30	18:35	3月	18:15	18:20

※ 10月は、始良伊佐地区新人大会以降は下校時刻18:00、スクールバス時刻18:05

※ 始業式・終業式・修了式等は、下校時刻16:30、スクールバス時刻16:35

※ 長期休業中の活動は、別に定めた計画によって行うものとする。

(2) 大会等による時間延長・場所の変更についての申請条件

大会による時間の延長、場所の変更は、保護者の承諾のもと、職員会（職員会議、職員朝会、部活動顧問会等）で検討し、学校長の判断によって認める場合もある。また、延長の場合は生徒の安全面を考慮し、保護者が確実に送迎するものとする。

<条件>

- ① 延長の認められる期間は、練習時間の最も短い期間（11月、12月、1月の期間）に限り、延長できる時間は30分とする。
- ② 延長が認められる大会は、県大会以上とする。
- ③ 延長の期間は、大会前1週間に限る。

(3) 休日の練習

必ず、顧問または副顧問がついて指導にあたる。生徒だけでは絶対に練習しない。また活動時間は、部員の疲労や体力を考慮した時間とする。

(4) 定期テストに対する配慮

期末テスト「6日前」及び中間テスト「3日前」は「テスト期間」とし、その間の練習は原則として中止する。テスト期間中、大会に参加するために練習を行う場合には、保護者の承諾のもと職員会で検討し、1時間程度の練習を認める。また、この場合においても生徒の安全面を考慮し、スクールバス生は保護者が確実に送迎するものとする。

(5) 練習に対する配慮

練習は、保護者の承諾のもと、職員会で検討し、学校長の判断で認める。必ず、顧問または副顧問がついて指導にあたり、生徒だけでは絶対に行わない。部活動時間は45分を限度とする。また、この場合においても生徒の安全面を考慮し、保護者が確実に送迎するものとする。

※ テスト期間中は、朝練習を行わない。

(6) 長期休業中の練習に対する配慮

原則として、午前(8:00~11:40)、午後(13:00~17:00)のどちらかに
行い、部員の疲労や体力を考慮した時間とする。

(7) 学校外の施設利用

学校内での活動を原則とするが、やむを得ず校外の施設を利用する場合には学校長の許可を得て、その旨を保護者へも連絡しておくこと。

(8) 昼休みの練習に対する配慮

昼休みは生徒の心身の休養を第一に考え、原則として練習は行わない。

(9) 生徒の心身の健康に対する配慮(適切な休養日等の設定)

心身の健康を考慮し、原則として学期中は週当たり2日以上
の休養日を設ける。水曜日をノー部活動デーとし、土曜日及び日曜日(以下「週末」)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。(平成30年度2学期より実施)

4 服装

(1) 練習時の服装は、各部で定められたものとする。

(2) 登下校の服装は、休日も含めて、学校ジャージか制服、または各部で定められた服装とする。

5 昼食

(1) 休日等や行事等都合により午後から練習をする場合の昼食は、弁当持参か、自宅でとるものとする。やむを得ず買わなければならない場合は、必ず顧問の許可を得る。

(2) 各部ごとに顧問が指示した場所でとる。後かたづけをしっかりと行うこと。

6 部室、用具の使用について

(1) 部室の清掃は、各部で責任を持って、定期的に行う。

(2) 部室内では、絶対に飲食をしない。

(3) 部室の利用の仕方が悪い場合には、部室の使用を禁止する。

(4) 部活動で使用する物以外を置かない。

(5) 部活動の用具は、部活動費(育成会費、部費等)で購入する。ただし、不足分については個人負担とする。

(6) 用具や活動場所の使用状況が悪ければ、使用を禁止する。

(7) 体育館のワックス掛けは、12月の最終日に体育館使用の部活動を中心に行う。

7 登下校について

(1) 自転車の使用は、自転車通学の規則に準じ、たすき・ヘルメットを必ず着用する。

(2) バス発着時刻等について

① 登校時 始発は7:30発、学校には8:00までに到着する。

② 下校時 始発は、第1便16:45 第2便は部活動終了時刻に合わせて運行※3(1)参照

(3) 土曜、日曜、祝祭日のスクールバスの運行について

土曜、日曜に合わせて2便運行する。祝祭日は1便運行する。

(4) 長期休業中等のスクールバスの運行について

夏休み45便、冬休み5便、春休み平日・土曜日1便運行する。

(5) 上記期間中のスクールバス運行のない場合の取り扱いについて

スクールバスの運行のない日及び時間帯に練習する場合は、保護者の送迎または土曜日・日曜日・祝祭日・長期休業中限定の「部活動生特別自転車通学許可」を出し、対応する。

(6) 徒歩通学の生徒も休日を含めて、校則に準じて登下校しなければならない。

8 3年生の引退後の部活動参加について

(1) 引退後の3年生の部活動への参加は、スポーツ特待で高校進学が決定している者が学年末テスト終了以降、顧問の許可を得て参加できるものとする。

(2) 卒業後の参加は、事前に顧問の了解を得て、かつ、参加するにふさわしい身なりや態度で参加するものとする。

(3) 推薦入試で実技試験がある生徒については、部活動顧問会の許可を得て3学期から部活動に参加できるものとする。

9 その他

(1) 個人で使用する道具については、個人または保護者負担とする。

(2) 運営費は、育成会による補助と、部員から徴収する部費をもってあてる。

(3) 本校の生活のきまりや部活動のきまりに違反したり、非行問題が生じたりした場合は、部活動顧問会にはかり、職員会議で検討し、学校長の承認を受け、部活動顧問会の責任において、練習中止・大会出場停止等の処分を科す場合もある。

(例) 5日間の部活動停止及び次の大会の出場停止とする。

(4) 雨天時の体育館の使用は、関係部顧問の話し合いで決める。

(5) 本校で試合(練習試合)が行われるときは事前に連絡し、関係顧問と話し合いの上決定する。

(6) 対外試合の上限は、年間30回とする。(例：同一リーグは何試合でも1回、地区・県・九州・全国総体も1回)

(7) スポーツ傷害保険には必ず加入すること。万が一ケガ等が発生した場合その保険の適用は、日本体育健康センター保険もしくは、スポーツ傷害保険のいずれかを適用するものとする。

(8) 技術指導の充実を図るために、外部指導者を委嘱することができる。

※ 人選は校長、顧問が行うものとし、委嘱は学校長が行う。1年更新とする。外部指導者に関する経費は当該育成会が支出する。

10 令和4年度 部活動及び顧問一覧表

部活動名	顧問		
陸上	麻生	下堂 蘆	水流
野球	幸村	大福	足立
サッカー	平山	國師	重久
バレーボール(男子)	豎山	春田	
バレーボール(女子)	坂口	川崎	
男子バスケットボール	中山	下村	
女子バスケットボール	東	藤高	
男子ソフトテニス	濱上	立尾	
女子ソフトテニス	福島	若松	
女子ソフトボール	篠崎	米澤	志水
水泳	上村	上田	岩元
剣道	酒匂	實田	
吹奏楽	村岡	竹之内	外西
美術	野間口	園田	
外部団体	永田	牧野田	

14 P T A 規 約

第一章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「大口中央中学校PTA」と称し、事務局を大口中央中学校内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、会員相互の緊密な連携をなし、自らの教養を高めながら、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- (1) 研修を深め、会員相互の資質の向上に努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活指導を行う。
- (3) 学校及び家庭、社会における教育に理解を深め、学校内外の教育環境の改善を図る。
- (4) その他、目的達成に必要な諸活動を行う。

(方 針)

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体であって、特定の宗教や政党にかたよらず営利目的または公私の選挙の候補者の推薦、学校の人事及びその他の管理に干渉する等の行為は一切行なってはならず、生徒の教育、福祉のために活動する団体と協力することを方針とする。

第二章 会員及び役員

(会 員)

第5条 この会は、会員をもって組織する。会員は、大口中央中学校に在籍する生徒の保護者（またはこれに代わるもの）と、同校に勤務する教職員とする。ただし、評議員等の承認を得て、この会の趣旨に賛同するものを加入させることができる。

(役 員)

第6条 この会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名（父親2名、母親2名、教頭1名）
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 1名（学校職員）
- (5) 会計 1名（学校職員）

(役員を選出及び任期)

第7条 この会の役員を選出は、次のように定める。

- (1) 役員は総会で選出する。選出の方法は別に定める。
- (2) 役員任期は、1ケ年とし、再任を妨げない。
- (3) 役員交替は、定期総会をもって行う。
- (4) 役員に欠員を生じた場合は、評議員会にはかり後任を補充する。

ただし、任期は前任者の残存期間とする。

(役員の仕事)

第8条 この会の役員の仕事は、次のとおり定める。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記長は、会長の指示を受けて、総会その他の会議の議事、並びにこの会の活動に関する重要事項を記録し、必要に応じて会員に広報する。
- (4) 書記次長は、書記長を補佐し、書類の保管を行う。
- (5) 会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。

第三章 議決機関

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
2 定期総会は、学年度初めに開く。ただし評議員会が必要と認めるとき、もし

- くは会員の5分1以上の要求があったとき、臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 役員及び監事の選出
 - (3) 会務報告及び決算の承認
 - (4) 活動計画及び予算の決定
 - (5) その他、この会の目的達成に必要な事項
 - 4 総会は、2分の1以上の出席をもって成立し、委任状は出席とみなす。議決は出席者の過半数で決し、前項第1号については、3分の2以上で決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。
(評議員会)
- 第10条 評議員会は、総会につぐ議決機関であり、必要に応じて 次の事項について議決する。
- (1) 総会で議決された事項の運営
 - (2) 規約に基づく規約の改廃決定
 - (3) その他、この会の目的達成に必要な事項
- 2 評議員会は、会長が必要に応じて、臨時に招集する。
 - 3 評議員会は、次の者で構成する。
 - (1) 役員
 - (2) 校長
 - (3) 各学級委員長
 - (4) 教職員代表 (PTA担当及び学年主任)
 - (5) 専門部正・副部長及び各学級専門部長
 - 4 評議員会は5分の3以上の出席をもって成立し、委任状は出席とみなす。議決は出席者の過半数で決する。ただし、兼務している場合の評議権は重複しない。

第四章 執行機関

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、次の者で構成する。

- (1) 役員
 - (2) 校長
 - (3) 学年部長
 - (4) 教職員代表 (PTA担当及び学年主任)
 - (5) 専門部長
- 2 運営委員会は、会長がこれを招集する。
 - 3 運営委員会は、次の事項を執行する。
 - (1) 議決機関で議決された事項の執行
 - (2) 総会・評議員会に提出する議案
 - (3) 各専門部の連絡調整
 - (4) 選挙に関する手続き事項
 - (5) その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、役員及び校長で構成する。

- 2 役員会は、会長がこれを招集する。
- 3 役員会は、次の事項を執行する。
 - (1) この会を代表する事項
 - (2) 運営委員会、評議員会に提出する議案
 - (3) この会の円滑なる運営を図る事項
 - (4) その他必要な事項

第五章 部会

(部会の設置)

第13条 この会の円滑なる運営を図るために、次の部会を置く。

- (1) 専門部会
 - (2) 学級・学年部会
 - (3) 校区PTA部会
- (専門部)

第14条 専門部は、全ての学級委員および教職員で構成し、各部への配置は会長が委嘱する。

- 2 各部において部長は1名、副部長は2名（うち教職員1名）とする。
- 3 部長及び副部長の選任については、別に定める。
- 4 各部会は部長が招集する。
- 5 各部の任務は次のように定める。
 - (1) 広報部・・・PTA新聞発行・学年内の広報
 - (2) 研修部・・・会員相互の連絡連携、会員がより高い教養を身につけるために必要な事項、講演会、研修視察、その他の事項の計画と執行、家庭教育学級、父親セミナー
 - (3) 保健体育部・・・生徒の保健体育強化と福利厚生並びに衛生に必要な事項の計画と執行
 - (4) 生徒指導部・・・生徒の家庭生活、社会生活並びに生徒相互の自主的集団生活を学校と緊密な連携のもとに指導する。
 - (5) 事業部・・・学校内外の教育環境の整備、財産の管理
(学級・学年部会)

第15条 学級委員会は、学級全員から選出された学級委員と学級担任（正・副）で構成し、学級生徒の健全な成長と会員の資質向上に努める。

- 2 各学級から学級委員長及び副委員長を各1名選出する。
- 3 学年部会は、その学年の学級委員長と担任（正・副）で構成し、学年共通の問題を協議し、学級担任との連絡調整に努める。
- 4 学級委員長の互選により学年部長及び学年副部長を各1名選出する。

(校区PTA)

第16条 校区 PTA は、校区での生徒の生活や環境問題、校区活動への参加、郷土の伝統文化の継続発展、会員相互の親睦などを積極的に行う。

- 2 各小学校校区から校区委員を選出する。
 - (1)大口小学校区 2名 (2)大口東小学校区 1名 (3)牛尾小学校区 1名
 - (4)山野小学校区 1名 (5)平出水小学校区 1名 (6)羽月小学校区 1名
 - (7)羽月北小学校区 1名 (8)羽月西小学校区 1名 (9)曾木小学校区 1名
 - (10)針持小学校区 1名

第六章 会計

(経費)

第17条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によってまかなわれる。
(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(会計監査)

第19条 この会の会務及び会計を監査するため3名の監事を置く。

- 2 監事の選出及び任期は、第二章第7条（役員の選出及び任期）に準ずる。
(他会計からの借入)

第20条 関連する他会計（PTA 育成会会計 他）において、経理上の事情により、会長が必要性を認めた場合には、本会計からの借入を行うことができる。ただし、借入の額は前年度からの繰越金相当額を上限とし、会計年度中に返金されるものとする。

第七章 その他

(規程)

第21条 この会の運営に関し、必要な諸規程は、評議員会を経て定める。ただし、その結果を次期総会に報告し、承認を受けなければならない。

(校長、教頭)

第21条 校長及び教頭は、本規約に定めている外、全ての会議に参加することができる。

附 則

この規約は、平成27年5月8日から施行する。

- 2 平成28年4月26日一部改正する。
- 3 平成29年5月 1日一部改正する。

